

要望事項	回答
<p>1. 工場誘致に対する研究推進チームの創設</p> <p>現在、国は蓄電池や半導体などの戦略分野を念頭に、工場誘致に対する減税制度、市街化調整区域等の土地利用に関する規制の緩和、事業拠点に必要なインフラ投資への支援などの経済対策の方針を打ち出している。本町では、2022年より豊田自動織機が車載用電池の新工場「石浜工場」を建設し稼働しており、リチウム電池ではなく「ニッケル水素電池」ではあるものの月産2万台分の生産を担っている。こうしたなか、本町への工場誘致のカギは、まさに土地利用に関する規制緩和と事業拠点に必要なインフラ投資への支援と思われ国の動きへの機敏な対応、情報収集、営業力が成否を分けるものと考え。よってこうした動きへの対応を図る部門の創設を要望するものである。</p>	<p>工場誘致については、商工振興課を初めとした様々な部署が連携しながら事業の推進を図っています。今後についても引き続き関係各課等の連携を図るとともに、必要に応じて、部署横断的な推進をより一層図るためプロジェクトチームの設置を含め検討していきます。</p>
<p>2. 包括予算制度の導入</p> <p>包括予算制度とは、これまでの「査定方式」ではなく、予算の編成から執行に係る諸権限の一部を各部局に委譲することで、各部局が自律的に機能し、自己の責任の明確化を図るとともに、行政運営に一層の創意・工夫が図られ、町民により近い場で、多様化、複雑化する住民ニーズに的確かつ迅速な対応を可能とすることを目論む制度である。本町においては、上司を見て動く風土が形成され、職員の個々の能力の発揮が抑制されているようにも見受けられる。メリット・デメリットはそれぞれにあるものの、近隣では豊明市などで採用されており、本町の活性化に十分有用な試みと考えられ実施を要望するものである。</p>	<p>包括予算制度については、導入に向けた検討をしております。</p>
<p>3. 中学校体育館への可動式大型エアコン設置とガイドライン制定</p> <p>昨今の異常気象、夏場だけでなく春秋を含めた気温上昇は以前にも増しており、学校教育の場での対応は喫緊の課題である。本町の過去からの質疑の答弁として、小中学校体育館への空調設備設置に対する優先順位については、使用頻度の高い特別教室への空調設置やトイレの洋式化を先行させ、既存の大型扇風機やスポットクーラーによる対応を図るとしている。しかしながら生徒側の視点で見ると、特に中学校の体育の授業等においては、生徒は競技として体力の限界に挑戦する姿勢がみられ、授業という時間的拘束により、扇風機などでは体内の熱を放出することはできず、常に生命の危険を伴っている。またメディアス体育館東浦等にもスポットクーラーは有るが、現実には数人で利用できる程度であり、授業はもちろん災害避難所内での利用などは効果は極めて薄いと思われる。そこで、本町の中学校3校に対して可動式大型エアコンまたは大型スポットクーラーの設置を求め、平時は屋内、屋外を問わず授業に「クーリング」の時間を設け利用し、イベント、災害避難等では場所を移動させ効果的かつ効果的に利用する。また、現在、運用があいまいな学校エアコン利用に対しても（6月の暑い日なのに授業中エアコンも扇風機も付いていないとの子供達の声を聴く）ガイドライン等を定め、教師、生徒、保護者等、共通した理解の下での運用を図ることを強く要望する</p>	<p>小中学校の学校体育施設へのエアコン設置については、町長政策ロードマップのとおり、施工方法などを調査・検討の上、2026（令和8）年度から2027（令和9）年度にかけて導入する計画となっています。</p> <p>エアコンの運用については、2019年6月に「東浦町小中学校空調設備運用指針」を定め、運用方法を各学校に通知しております。</p> <p>その中で、6月から9月の夏季においては、気温が28度を上回る際は、エアコンを使用できること、28度を超えない場合でも、児童生徒の健康状態等を考慮し、必要と判断した場合はエアコンを使用できることを定めております。</p>

<p>4. 児童福祉法等の一部を改正する法律施行に対応した体制の確立 ～子育て支援体制の強化～</p> <p>令和6年4月1日より児童福祉法等の一部を改正する法律が施行、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化が制度上図られる。本町の子育て支援に対する取組みは、同規模の自治体に比し先行的ではあるも、限定的であったり、また受け皿の規模から広範囲な対応には至っていない部分もあるように見受けられる。こども家庭センター、訪問家事支援、居場所づくり支援等の家庭支援事業など、現在行っている様な事業であっても、早期の「拡充」と「利用促進」が求められており、その重要性から整備可能な自治体からの取組みができるよう法律施行前でも子育て支援対策基金等を活用した事業実施も可能なものもあると聞く。以下に法改正の概要を掲げるとともに、法律施行に対応した本町の体制の早期確立を強く要望する。</p> <p>① 子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化及び事業の拡充</p> <p>② 一時保育所及び児童相談所による児童への処遇や支援、困難を抱える妊産婦等への支援の質の向上</p> <p>③ 社会的養育経験者・障害児入所施設の入所児童等に対する自立支援強化</p> <p>④ 児童の意見聴取等の仕組みの整備</p> <p>⑤ 一時保護開始時の判断に関する司法審査の導入</p> <p>⑥ 子ども家庭福祉の実務者の専門性の向上</p> <p>⑦ 児童をわいせつ行為から守る環境整備（日本版DBS導入に向けた強化）</p>	<p>現在、こども家庭庁の基本方針に基づき、関係部署間での緊密な連携を取りながら、結婚から妊娠、出産、出産後、子育て、地域への定着まで、切れ目のない一貫した子育て支援の充実を図っています。2024年4月1日に施行される児童福祉法等の一部を改正する法律に基づき、本町においても、すべての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援等を行うため、2025（令和7）年度のこども家庭センター設置に向けて検討を進めています。</p>
<p>5. 公共施設再配置計画の早期策定と東浦中学校移転候補地の再考</p> <p>現在、東浦町公共施設再配置計画検討委員会が随時開かれ、公共施設再配置計画策定が進行中であることは周知のとおりである。ホームページ上にも会議録や未定稿の公共施設再配置計画（案）が掲載され、オープンな議論が行われていることは評価されるべきことと考える。しかしながら森岡保育園等、老朽化による町民の不安感を考慮すれば、可及的速やかに計画策定と実行が遂行されなければならない。</p> <p>しかしながら、そのような視点に立てば東浦中学校の東浦文化広場への移転は再考を求めざるを得ない。自転車通学が初めての子供たちが歩道も無い危険な国道366号線を利用せず、南北の通学の導線を、東西または放射線状の導線に変えたいがために住民が真剣に考えているにもかかわらず、現在の候補地では明らかに危険な通学状態が続くと思われ、さらに住宅に囲まれ、狭い道に囲まれる立地において、町体育館と中学校との機能統合が行われる計画となれば、集約化の中で、いわゆる相乗効果ではなく、「ドミノ現象」が起きる可能性も高く、伸びやかな教育環境が保たれるのか疑問である。</p> <p>平成28年2月のコンパクトなまちづくり計画p.104では、ワークショップの報告書ながら整備方針として「東浦中学校をもっと南の位置に移転した方が望ましいことから（都）山手線東側の里山の西側農地を候補地として、自然と共生した中学校整備を検討します。」と記載し移転費用として「40億円」を明示。また、東浦町議会においても、議員が一般質問を行い、市街化調整区域にて愛知県知事の許可が必要等の回答を得ている。こうした中で現在の候補地の選定に対しては、町民への詳細な立案の形成過程の明示が当然に求められるとともに、再考を強く要望するものである。</p>	<p>まず、コンパクトなまちづくり計画の「整備方針」及び「候補地及び移転費用」については、コンパクトなまちづくり計画策定にあたって実施した石浜地区での住民ワークショップで出された提案をワークショップの整備方針としてまとめ、巻末資料編として掲載しています。なお、当ワークショップでは予算や法の制約等の条件にこだわらずに思い描いてもらったものです。</p> <p>そのうえで、コンパクトなまちづくり計画 第2章「まちづくりの課題」の生活利便施設のまとめにおいて、「都市構造の評価結果」では「学校は徒歩利用が困難な地域が存在や学校区内の中心地に立地していない等の課題」、「ワークショップ」では「東浦中学校が校区の端に位置する通学距離の不公平の課題」を踏まえ、コンパクトなまちづくり計画の課題として、「中学校の移転は現時点では難しいが、通学路の安全性の確保、向上」と記載しています。</p> <p>詳細な立案の形成過程の明示することについては、情報の公開に関しては、町ホームページへの各会議の資料や議事録の公開、再配置検討委員会など会議自体を公開で実施し傍聴も可能としていることなど、各フェーズにおいて、計画案の検討過程を明らかにし、できる限り丁寧かつオープンな形で議論に努めているという認識です。</p> <p>現段階の公共施設再配置計画案のうち、東浦中学校に関連する部分では、現東浦中学校敷地に、文化センターや勤労福祉会館などを複合化した、全町拠点施設を整備する方針に伴い、東浦中学校については移転を検討しています。</p> <p>現東浦中学校敷地は、愛知県が公表している「高潮浸水想定区域」及び「洪水浸水想定区域」内に位置しており、学校のような子どもたちが毎日通い、長時間滞在する施設を、当該敷地で建て替えることは、適切でないと考えています。ただし、浸水が想定される東浦中学校跡地に、文化センターや勤労福祉会館など、災害時には、ある程度の休業が許容される施設の配置は、可能であると考えています。</p> <p>また、現東浦中学校は、学区の北端に位置しており立地上通学距離が長くなる生徒がいること、高潮等の水害ハザードなどの課題解消の観点から、移転先として、東浦町体育館の位置する東浦文化広場を選定して</p>

	<p>います。東浦中学校を現東浦文化広場位置へ移転・複合化することにより、学区の再編ではなく、学区の中央部付近に配置することで、生徒の平均通学距離が約500メートル短縮することができるほか、水害のリスクも回避することができます。</p> <p>今後必要となる中長期的な教育活動を可能とする大胆な施設建築を行い、心豊かな生徒が育つ学校にしていきたいと考えています。</p> <p>市街化調整区域における建物の建築については、都市計画法において、「市街化調整区域は、市街化を抑制すべき区域とする。」とされており、原則として建物の建築が出来ない区域となります。また、上位計画である第6次東浦町総合計画及び都市計画マスタープランや関連計画である東浦町立地適正化計画等において、本町で既に形成されているコンパクトなまちづくりを基本として推進する方針としています。</p> <p>また、再配置検討委員会においても、学識経験者から、「市街地があるから公共施設があるのであって、市街地と公共施設はセットで考えるべき」というご意見や、「再配置計画は、立地適正化計画と整合させるべきであり、市街化調整区域への新しい施設の建設を前提として考えるべきでない。」といったご意見をいただいているところであります。これらのことから、本計画においてもこれらの考え方と整合を図るべきと考えています。</p> <p>なお、仮に、引用されている「都市計画道路山ノ手線東側の里山の西側農地」である「石浜字下黒鳥」の他、「石浜字平鳥」や「生路字上ノ里」周辺に、4万から5万平方メートル規模の土地を新たに取得し、中学校を建設しようとした場合、土地の取得費のみならず、高低差がある地形のため造成費用がかかること、農用地区域が存在すること、ライフラインの整備が必要となること、地権者全員の同意が速やかにいただけるのかどうか、配置場所によっては市街化区域に隣接しないこと、愛知県知事の許可が下りるかなど、課題は非常に多いと判断しています。</p>
<p>6. 带状疱疹ワクチンの任意接種に対する助成制度について</p> <p>日本人は、50代から带状疱疹の発症率が高まり80歳までには約3人に1人が発症すると言われている。また完治後も2割の人が带状疱疹後神経痛（PHN）に移行すると言われており、その場合、生活に支障をきたす痛みと付き合いかねばならない。これに対し近隣の自治体では、知多市、東海市、安城市、名古屋市などが带状疱疹ワクチンの任意接種に対して費用助成を行いワクチン接種を勧奨している。東浦町議会においても令和4年12月20日に国に意見書を提出している。将来的な高齢者の医療費抑制のため、町民の健康生活を守るためにも带状疱疹ワクチンの任意接種に対する費用助成及びワクチン接種の勧奨に取り組むことを要望する。</p>	<p>带状疱疹ワクチンについては、2024年7月から接種費用の一部助成を開始します。</p>

<p>7. 「於大の道」を於大公園再整備事業と共に一体的な整備を図る</p> <p>於大公園再整備事業は、開園より30年以上が経過し老朽化した公園の修繕、更新を図り、魅力を取戻す事業として現在進行中である。しかしながら公園の中にしか視点が向けられておらず、東浦町のシンボリックな姿として写真等に掲載されたり、来訪者の散策などに利用される「於大のみち」は取り残されている。</p> <p>「於大のみち」は明徳寺川沿いに、この地で生まれた徳川家康の母、於大の方をモチーフにした散策道であり、於大まつり行列が通る於大公園の起点ともいえる場所である</p> <p>しかしながら、町民からは、舗装の石模様がはがれる、舗装自体が割れたことにより模様の石が突出しており歩くのにつまづく、地面に埋め込まれた陶板が雨天の場合、足が滑って危ない、桜が枯れている、草が伸び放題、付近に公衆トイレが無い、などの苦言を聞くようになってきている。何より東浦町のシンボリックな姿が荒廃しつつある姿を見るのがしのびないという町民の愛着と心情を考慮すべきであると考え。よって於大公園再整備事業の終了後、「於大の道」の再整備を一体的な事業として取り組むことを強く要望する。</p> <p>尚、ベンチの寄付、桜の木の寄付やオーナー制度等を行っている自治体もある。</p> <p>景観の価値や故郷への愛着は、強制ではなく育てる工夫から生まれると考える。</p>	<p>於大のみちは、本町の歴史と自然を感じられる代表的な観光スポットとして設置されましたが、設置から30年以上経過し、桜並木、舗装面などの老朽化が著しく、整備が必要であると考えています。現在、商工振興課、公園緑地課、土木維持管理課、生涯学習課において、於大のみちの今後について、於大の方生誕500年を迎える2028年までに舗装を行い、散策などを快適に行えるよう検討をしています。</p> <p>また、直近では、2023年3月及び2024年2月に桜の植樹式を行い、町内の子どもたちにも参加していただきましたが、今後もこのようなイベントを通して故郷への愛着を育てると共に、町広報紙、町ホームページ、SNSなどを活用し、明徳寺川沿い「於大のみち」の魅力発信にも努めていきます。</p>
<p>8. 「う・ら・ら」バスダイヤ改正にはフレキシブルな対応を</p> <p>令和6年10月1日より地域公共交通「う・ら・ら」バスのダイヤ改正が行われる予定である。これに対し本年度、グループインタビューにより意見交換とニーズの聞き取りが行われたところである。今後、運賃収入増加により全体費用を抑えるという課題はあるも、高齢者のニーズの高い移動手段であり、極力、ヒヤリングの意見が実現に向かうよう強く要望する。</p>	<p>今回のダイヤ改正は、ヒヤリング結果や日頃よりいただくご意見も踏まえ、運行経路の見直しや運行ダイヤの作成を行っています。</p> <p>また、費用面などの課題についても、持続可能な「う・ら・ら」の運行を目指すため、運賃見直しの検討も行いながら、より多くの方に「う・ら・ら」を利用していただけるよう、引き続き地域公共交通会議で検討していきます。</p>